

一般社団法人日本脊椎インストラメンテーション学会 名誉会員選出規則

(総則)

第1条 この規則は、当法人の定款第6条第4号の定めに従い、名誉会員の選出及び資格喪失に関する事項について定める。

(名誉会員の定義)

第2条 名誉会員は、以下の基準に基づき選出する。

- (1) 年齢66歳以上
- (2) 原則として、20年以上本会の正会員である者
- (3) 当法人に対して多大な寄与をなした者

(選考及び選出)

第3条 名誉会員の選考及び選出は、1年に1度行われるものとし、評議員・会員管理委員会が理事会に推薦し、理事会が承認する。

(辞退)

第4条 自ら名誉会員であることを辞退しようとするときは、当該名誉会員本人が理事長宛てに書面でその旨を申し出るものとする。

- 2 理事長が前項の申し出を受けたときに、当該名誉会員はその地位を喪失する。

(令和3年11月8日理事会承認)